

## ～議会文書質問通告書と回答について～

(質問・回答はその時点のものであり、現在の状況と異なります。)

令和5年4月12日、野口 穂議員から那賀町理事者あてに、那賀町議会基本条例第16条による文書質問通告書が提出され、同月25日回答がありました。

質問内容と回答は次のとおりです。

質問事項	質問要旨
雄4地区の地籍調査の筆数について	町長からの監査要求に対する監査報告後、圃場整備地の外周及び圃場整備地の精度確認測量を2度行ったが、平成26年竣工検査時の雄4地区の地籍調査の筆数及び測量未実施の筆数並びに圃場整備地の筆数が明らかにされていないので、それぞれの筆数を明らかにしてください。 理由：圃場整備地の外周の測量ではなく、圃場整備地以外の地域の内周測量と思われるため。

回答内容
竣工検査時の筆数は735筆、測量未実施並びに圃場整備地の筆数は221筆です。